

Client Alert - Financial Sector

2024 年 11 月号 (Vol.15)

1. はじめに

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、森・濱田松本法律事務所では、金融セクターに関連する各分野の近時のリーガルニュースを集めて、Client Alert - Financial Sector 2024 年 11 月号 (Vol.15) を作成いたしました。実務の一助となれば幸いに存じます。

2. 目次

全般	(1) 「顧客本位の業務運営に関する原則（改訂版）」の公表 (2) 令和 5 年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令案等に関するパブリックコメントの結果の公表
銀行・貸金	(1) 令和 5 年金融商品取引法等改正に伴う銀行法施行規則の改正案
保険	(1) 「顧客本位の業務運営に関する原則」（改定案）に対するパブリックコメントの結果等の公表 (2) 往訪縦覧規制に関する少額短期保険業者向けの監督指針の改正案の公表 (3) 令和 5 年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令案等の公表（情報提供関係） (4) 令和 5 年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令案等に関するパブリックコメントの結果等の公表（保険会社並びに保険募集人及び保険仲立人の誠実公正義務） (5) 「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する保険業法施行規則の一部改正（案）」等の公表
証券（一種、二種、金融仲介）	(1) 「顧客本位の業務運営に関する原則（改訂版）」の公表 (2) 令和 5 年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令案等の公表 (3) 令和 5 年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令案等に関するパブリックコメントの結果の公表 (4) 日本証券業協会「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」等の一部改正の公表
アセットマネジメント（投資信託、投資一任、ファンド、投資助言）	(1) 投資信託協会「投資信託等の運用に関する規則」等の一部改正に係る意見募集結果の公表（オルタナティブ投資に関する改正）

Client Alert - Financial Sector

	<ul style="list-style-type: none"> (2) 投資信託協会「投資信託等の運用に関する規則」等の一部改正に係る意見募集結果の公表（資金の借入れに関する改正） (3) 投資信託協会「不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則」等の一部改正に係る意見募集結果の公表 (4) 金融庁「金融庁関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令（案）」の公表 (5) 金融庁「ベンチャーキャピタルにおいて推奨・期待される事項」に対する意見募集結果の公表 (6) 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」（改訂案）に対するパブリックコメント結果の公表 (7) 金融庁「令和5年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令案等」に関するパブリックコメントの結果の公表
暗号資産・ステーブルコイン	<ul style="list-style-type: none"> (1) 金融庁「暗号資産の流出リスクへの対応等に関する注意喚起及び自主点検要請について」の発出 (2) 金融庁「金融商品取引法等に関する留意事項について（金融商品取引法等ガイドライン）」、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」及び「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）」の一部改正（案）の公表 (3) 金融庁「グレーゾーン解消制度に基づく回答—ブロックチェーン事業者に認証サーバーとのAPI連携を提供するサービス」の公表 (4) 金融庁「暗号資産交換業者に関する内閣府令第二十五条第七項の規定に基づき、金融庁長官の指定する規則を定める件」等の一部改正の公表 (5) 金融審議会「資金決済制度等に関するワーキング・グループ」（第4回）
犯収法	<ul style="list-style-type: none"> (1) 対日相互審査フォローアップ報告書（第3回）の公表
データ・セキュリティ	<ul style="list-style-type: none"> (1) 金融庁「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」の公表 (2) IPA「セキュリティラベリング制度（JC-STAR）についての詳細情報」の公表 (3) 「ランサムウェア・インシデント発生時の組織向けガイダンス」の公表

Client Alert - Financial Sector

3. 全般

(1) 「顧客本位の業務運営に関する原則（改訂版）」の公表

金融庁は、2024年7月2日に、[「金融審議会 市場制度ワーキング・グループ報告書—プロダクトガバナンスの確立等に向けて—」](#)を踏まえた「顧客本位の業務運営に関する原則」（改訂案）を公表していましたが、同年9月26日に、[「顧客本位の業務運営に関する原則」（改訂案）に対するパブリックコメントの結果等](#)を公表しました。

上記改定案は、顧客の最善の利益に適った商品提供等を確保するためのガバナンス（プロダクトガバナンス）に関する「補充原則」を「顧客本位の業務運営に関する原則」に追加等するものですが¹、パブリックコメント及びこれに対する考え方では、改訂後の本原則に基づく各金融事業者の取組方針・取組状況は、同原則を採択した金融事業者において主体的に公表されるべきものであること等が示されています。

なお、上記改定版の内容は、2024年7月2日に公表された改定案の内容から変更はありませんでした。

関連する各分野の詳細については、下記の各トピックも併せてご参照ください。

(2) 令和5年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令案等に関するパブリックコメントの結果の公表

金融庁は、2024年6月27日に、[令和5年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令案等](#)を公表していましたが²、同年10月30日に、[令和5年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令案等に関するパブリックコメントの結果等](#)を公表しました。

また、金融庁は、同年11月20日に、上記政府令改正案のうち、金融商品販売業者等の掲げる勧誘方針の公表方法についてインターネット上での掲載義務に関して、[令和5年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令案等に関するパブリックコメントの結果等](#)を公表しました。

この政府令の改正内容のうち、主な改正は以下のとおりです。

改正政府令の主な内容

- ① 顧客等の最善の利益の勘案義務
- ② 「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」に基づくアナログ規制の見直し
- ③ ソーシャルレンディングに係る規制の見直し
- ④ セキュリティトークン関連の見直し

¹ 同改定案の内容については、[本レター Vol.13](#)でも概説しておりますので、併せてご参照ください。

² 当該政府令の改正は、2023年11月20日に第212回国会（臨時会）で成立した[令和5年金融商品取引法改正](#)に関連するものです。同改正の内容については、[本レター Vol.10](#)でも概説しておりますので、併せてご参照ください。

Client Alert - Financial Sector

⑤ 金融商品販売業者等の掲げる勧誘方針の公表方法についてインターネット上での掲載義務

関連する各分野の詳細については、下記の各トピックも併せてご参照ください。

(以上、3. 全般について)

パートナー 宮田 俊

✉ suguru.miyata@mhm-global.com

シニア・アソシエイト 青山 慎一

✉ shinichi.aoyama@mhm-global.com

4. 銀行・貸金

(1) 令和5年金融商品取引法等改正に伴う銀行法施行規則の改正案

令和5年金融商品取引法等改正により、銀行法において特定預金等契約について準用される金融商品取引法上の書面交付義務に係る規定が情報提供義務に変更されることに伴う銀行法施行規則の改正案が、金融商品取引業者等に関する内閣府令の改正案(6.(2)ご参照)と合わせて、2024年10月23日に公表されています。

金融商品取引業者等に関する内閣府令の改正案と同様、電磁的方法による情報の提供が許容されることとなり、当該提供に際しては承諾を得ることは必須ではなく、告知で足りることとする等が提案されています。

(以上、4. 銀行・貸金について)

カウンセラー 湯川 昌紀

✉ masaki.yukawa@mhm-global.com

5. 保険

(1) 「顧客本位の業務運営に関する原則」(改定案)に対するパブリックコメントの結果等の公表

金融庁は、2024年9月26日に、「顧客本位の業務運営に関する原則」(改訂案)に対するパブリックコメントの結果等を公表しました。

概要については上記3.(1)をご参照ください。

Client Alert - Financial Sector

(2) 往訪縦覧規制に関する少額短期保険業者向けの監督指針の改正案の公表

金融庁は、2024年10月15日に、デジタル化に向けた各省庁の規制の見直しの一環として、往訪縦覧縦覧規制（公的情報を閲覧・縦覧させるものうち、その閲覧・縦覧のためには公的機関等への訪問が必要となる規制）についての対応を行うため、[少額短期保険業者向けの監督指針の改正案](#)を公表しています。

少額短期保険業者は、その登録申請書類の記載事項（商号、資本金額、役員の氏名等）並びに登録年月日及び登録番号が少額短期保険業者登録簿に記載され、公衆の縦覧に供されることとされています（保険業法272条の3第2項、同法施行規則211条の7）。現在は財務局での縦覧が行われているところ、電子メール等による縦覧の申請や電子メール等で少額短期保険業者登録簿の送付を受けることが可能となる改正案となっています。

(3) 令和5年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令案等の公表（情報提供関係）

金融庁は、2024年10月23日に、契約締結前等における情報提供の方法を定める等の[保険業法施行令及び同法施行規則並びに保険会社向けの総合的な監督指針の改正案](#)を公表しています。

特定保険契約以外の保険契約における重要事項説明書や直接支払いサービスの説明書等を電磁的方法により提供する場合、現行と同様に、あらかじめ、電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得ることとされています（保険業法施行規則改正案227条の2第5項）。一方、特定保険契約における契約締結前の情報提供を電磁的方法により行おうとする場合、①あらかじめ顧客から承諾を得る方法、②あらかじめ顧客に告知する方法のいずれかを選択することができる改正案が公表されています（同改正案234条の21第2項、52条の13の21第2項各号）。②の方法は、本改正案により追加された規定であり、顧客に対し告知すべき事項として、

(i) 電磁的方法の種類及び内容、(ii) 保険会社等に対し、顧客が書面の交付を請求することができる旨が挙げられています。

(4) 令和5年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令案等に関するパブリックコメントの結果等の公表（保険会社並びに保険募集人及び保険仲立人の誠実公正義務）

金融庁は、2024年10月30日に、金融サービス提供法2条に基づく誠実公正義務について、保険会社並びに保険募集人及び保険仲立人に対する着眼点を定めた保険会社向けの総合的な監督指針のパブリックコメントの結果を公表しました。

Client Alert - Financial Sector

改正内容の詳細は、[本レター Vol.13](#)の3.(4)及び上記3.(2)をご参照ください。

(5) 「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する保険業法施行規則の一部改正（案）」等の公表

金融庁は、2024年10月31日に、これまでの[経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する検討](#)に従い、新規制に関する法令等について、新規制制定又は改正を行う「[経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する保険業法施行規則の一部改正\(案\)](#)」等を公表しました。

これまでの健全性の基準は、ロック・イン（割引率、発生率等を契約時点において固定する）方式の負債評価に基づく会計上のバランスシートを前提としていたところ、新規制では、①保険会社の資産、負債を経済価値ベースで評価した上で、②ストレス環境下で発生するリスク量（所要資本）を計測し、③それに対する資本（適格資本）の十分性を評価するものとされています（第1の柱（ソルベンシー規制））。また、新規制では、ソルベンシー規制にとどまらず、保険会社の内部管理のあり方も踏まえた多面的な健全性政策について、「3つの柱」の考え方を採用するものとされています。第2の柱（内部管理と監督上の検証）として、第1の柱では捉えきれないリスクを捕捉し、保険会社の内部管理を検証しその高度化を促進することが挙げられており、また、第3の柱（情報開示）として、保険会社と外部のステークホルダーとの間の適切な対話を促し、ひいては保険会社に対する適正な規律を働かせることが挙げられています。

また、新規制導入に合わせ、①価格変動準備金の積立基準、積立限度並びに危険準備金Ⅱのリスク係数等及び危険準備金の取崩基準について、環境変化等を踏まえた見直し、②現行の法定開示項目において重要性の低下した項目等の改廃、の改正案も公表されています。

本改正案に対するパブリックコメントは、2024年12月2日12時まで募集されています。

（以上、5. 保険について）

パートナー [吉田 和央](#)

✉ kazuo.yoshida@mhm-global.com

アソシエイト [福島 邦真](#)

✉ kunimasa.fukushima@mhm-global.com

Client Alert - Financial Sector

6. 証券（一種、二種、金融仲介）

(1) 「顧客本位の業務運営に関する原則（改訂版）」の公表

上記3.(1)のとおり、金融庁は、2024年9月26日に、「[顧客本位の業務運営に関する原則（改訂案）に対するパブリックコメントの結果等](#)」を公表しました。これと併せて、同日付で「[顧客本位の業務運営に関する原則（改訂版）](#)」も公表されています。

当該パブリックコメント及びこれに対する考え方では、改訂後原則に基づく各金融事業者の取組方針・取組状況は、同原則を採択した金融事業者において主体的に公表されるべきものであり、金融庁として策定・公表の期限を設けないことや、改訂後の原則に基づく報告様式の公表・適用スケジュールについて、2025年1月を目途に新しい報告様式を公表し、提出期限が2025年6月末予定（同年9月末公表予定）のものから適用する予定であること、改訂後原則に基づく「金融事業者リスト」への掲載を希望する場合には、報告時点（2025年6月まで）で取組方針・取組状況を公表していることが要件となること等が示されています。

また、本改訂により追加された補充原則にも記載されているとおり、補充原則が対象とする「金融商品」との用語には特に定義が設けられておらず、あらゆる金融商品が対象となり得るものの、当該パブリックコメント及びこれに対する考え方では、個別の金融商品の性格や商品性等により、補充原則の中には適用されることが馴染まないものがある場合もあり、具体的な対応については各金融事業者において主体的に検討されるべきとされています。したがって、金融事業者は、取り扱う金融商品に各補充原則が適用されるかを検討する必要があると考えられます。

(2) 令和5年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令案等の公表

金融庁は、2024年10月23日に、「[令和5年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令案等](#)」を公表しました。この政府令案は、2023年11月20日に第212回国会（臨時会）で成立した[令和5年金融商品取引法改正](#)³に関連する政令及び内閣府令の案を示し、これをパブリックコメント手続きにかけるものです。

この政府令案の改正内容のうち、主な内容は以下のとおりです。

改正政府令案の主な内容

- ① 契約締結前等の顧客への情報の提供等に関する規定の整備
 - ・ 契約締結前等における情報提供の方法を定める
 - ・ 顧客属性に照らして行う説明義務の適用除外を定める
 - ・ 情報提供の方法に応じクーリングオフの起算日の明確化を行う 等
- ② 目論見書の電子提供に係る規定の整備

³ 同改正の内容については、[本レター Vol.10](#)でも概説しておりますので、併せてご参照ください。

Client Alert - Financial Sector

改正政府令案の主な内容

③ 課徴金納付命令に係る審判手続のデジタル化に係る規定の整備

証券との関係では、電磁的方法を含む契約締結前の情報提供（金融商品取引業に関する内閣府令 79 条）、顧客属性に照らして行う説明義務の適用除外（同府令 97 条の 2）、目論見書の交付に係る情報通信の技術を利用する方法（企業内容等の開示に関する内閣府令 23 条の 2）等の改正案が公表されています。

上記の政府令案は 2024 年 11 月 22 日 17 時までを提出期限とするパブリックコメント手続等を経て公布・施行される予定です。

(3) 令和 5 年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令案等に関するパブリックコメントの結果の公表

上記 3.(2)のとおり、金融庁は、2024 年 10 月 30 日に、[令和 5 年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令案等に関するパブリックコメントの結果等](#)を、また、同年 11 月 20 日に、金融商品販売業者等の掲げる勧誘方針の公表方法についてインターネット上での掲載義務に関して、[令和 5 年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令案等に関するパブリックコメントの結果等](#)を公表しました。

証券に関連する当該政府令の改正内容には、顧客等の最善の利益の勘案義務や金融商品販売業者等の掲げる勧誘方針の公表方法についてインターネット上での掲載義務等が含まれます。

2024 年 10 月 30 日に公表されたパブリックコメントの結果等では、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針に関して、「Ⅲ-2-3-1 顧客の最善の利益を勘案した誠実公正義務（金融サービス提供法 2 条）」が新設されますが、今後は「主な着眼点」に記載した内容を踏まえて誠実公正義務上の課題を把握することや、勘案すべき顧客の最善の利益が短期的・形式的な意味での利益に限らない実質的な意味での利益であること等が回答されています。

また、同年 11 月 20 日に公表されたパブリックコメントの結果等では、勧誘方針のインターネット上での掲載義務の適用除外要件の一つである「常時使用する従業員の数」についての考え方が示されています。

上記政府令の改正のうち、2024 年 10 月 30 日に公布されたものは、一部を除き同年 11 月 1 日から、同年 11 月 20 日に公布されたものは、同年 12 月 15 日から施行されます。

Client Alert - Financial Sector

(4) 日本証券業協会「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」等の一部改正の公表

日本証券業協会は、2024年9月17日に、「[店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則](#)」等の一部改正案を公表していましたが、同年11月12日に、「[店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則](#)」等の一部改正(案)に関するパブリックコメントの結果（改正案に寄せられた意見はなかったとのことです。）を公表しました。

上記改正は、スタートアップ企業等への成長資金の供給の促進を含めた非上場株式等の取引活性化のため、同協会の「非上場株式等の取引及び私募制度等に関するワーキング・グループ」における、特定投資家向け銘柄制度（J-Ships）に係る制度整備、非上場株式等に関する投資勧誘範囲の拡充等についての議論を踏まえたものです。その主な改正内容として、「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」につき、50名未満の者に対する特定投資家向け売付け勧誘等を行う場合、本改正前は、特定証券情報と同等の情報を提供又は公表することとされていましたが、本改正により、発行者情報又は発行者情報と同等の情報を提供又は公表することとされています。

上記改正は、2024年11月12日より施行されます。

（以上、6. 証券（一種、二種、金融仲介）について）

パートナー [宮田 俊](#)

✉ suguru.miyata@mhm-global.com

シニア・アソシエイト [青山 慎一](#)

✉ shinichi.aoyama@mhm-global.com

7. アセットマネジメント（投資信託、投資一任、ファンド、投資助言）

(1) 投資信託協会「投資信託等の運用に関する規則」等の一部改正に係る意見募集結果の公表（オルタナティブ投資に関する改正）

[本レター Vol.13](#)でお知らせしたとおり、投資信託協会は、2024年6月7日に、「投資信託等の運用に関する規則」等の一部改正案を公表し、パブリックコメント手続を実施していましたが、同年9月19日付にて、その[結果](#)が公表されました。

本改正は2023年12月13日に公表された「資産運用立国実現プラン」及び金融審議会市場制度ワーキング・グループ等からの提言内容である「投資家への多様な投資機会の提供の促進等を目的としたオルタナティブ投資を行う外国籍投資信託の投資信託財産への組入れ」を可能とするためのものとなります。このほか、ファンド・オブ・ファンズに係る規則改正も行われています。

Client Alert - Financial Sector

改正案どおり、オルタナティブ投資を行う外国投資信託については、「投資信託等の運用に関する委員会決議 4 及び 5 に定める留意事項」により、(1) 米国証券取引委員会 (SEC) 及び米国各州に登録されている米国非上場 REIT、米国非上場 BDC 及び米国クローズドエンドファンド (Interval Fund や Tender Offer Fund)、(2) 欧州長期投資ファンド規則の適用を受けたファンド (European Long Term Investment Fund (ELTIF)) 又は英国長期資産ファンド規則の適用を受けたファンド (Long Term Asset Fund (LTAF))、(3) ルクセンブルク法の適用を受けた UCI Part II ファンドに該当するものの組入れが可能となりました。なお、パブリックコメント回答においては、上記はあくまで例示であり、これら以外のファンドについても、投資信託等の運用に関する委員会決議 5 が定める各要件を満たすものと委託会社が判断する場合は、公募のファンド・オブ・ファンズの組入れの対象とすることができること等が示されています。

本改正は 2024 年 9 月 19 日から実施されています。

(2) 投資信託協会「投資信託等の運用に関する規則」等の一部改正に係る意見募集結果の公表 (資金の借入れに関する改正)

[本レター Vol.13](#) でお知らせしたとおり、投資信託協会は、2024 年 7 月 12 日に、「投資信託等の運用に関する規則」等の一部改正案を公表し、パブリックコメント手続を実施していましたが、同年 9 月 19 日付にて、その[結果](#)が公表されました。

本改正は、投資信託による資金の借入れについて、その範囲の拡大を目的とするものです。具体的には、①分配金再投資型投資信託以外の投資信託について分配金支払い目的の借入れを可能とする (従前は、分配金再投資型投資信託のみ、かかる目的での借入れが認められていました。)、②決済繰延に係る清算機関への支払い目的での資金の借入れを可能とする、③上記①に関し、定期的な安定分配を目指す投資信託でない投資信託による分配金支払いのための資金手当てを目的とする借入れは、各社で必要な資金手当てを講じてもなお不足額が生じる場合の借入れとし、借入残高の限度額についても資金手当てが可能な額を除いた額とする、④上記②に関し、上場投資信託の現物交換取引における支払いを目的とした資金の借入れは、当該投資信託財産の証券残高が回復するまでを借入期間とし、投資信託財産として必要な金額までを借入限度額とするといった改正が行われました。

本改正は 2024 年 9 月 19 日から実施されています。

(3) 投資信託協会「不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則」等の一部改正に係る意見募集結果の公表

[本レター Vol.13](#) でお知らせしたとおり、投資信託協会は、2024 年 7 月 12 日に、「不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則」等の一部改正案を公表し、パブ

Client Alert - Financial Sector

リックコメント手続を実施していましたが、2024年9月19日付にて、その結果が公表されました。

本改正は、クローズド・エンド型の投資法人の税法上の出資等減少分配に該当する出資の払戻しに係る規定に関し、期中に保有物件の売却があった場合の対応について改正要望があったことから、「不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則」及び「インフラ投資信託及びインフラ投資法人に関する規則」を改正し、税法上の出資等減少分配に該当する出資の払戻しの上限額の計算に関し、譲渡等により計算期間中に計上しなくなった資産に係る前計算期間の末日に計上された減価償却累計額を、計算時に控除すべき金額から除くものです。

本改正は2024年9月19日から実施されています。

(4) 金融庁「金融庁関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令(案)」の公表

金融庁は、2024年9月17日に、「[金融庁関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令\(案\)](#)」を公表しました。

[本レター Vol.13](#)でお知らせしたとおり、金融庁は2024年6月4日に、「金融・資産運用特区実現パッケージ」を公表しており、本内閣府令案はこれに対応したものとなります。

アセットマネジメントとの関連では、プロ向けのベンチャー・ファンドへ出資可能な投資家に関する規制の緩和として、国家戦略特別区域特例ファンド資産運用等事業の実施主体として区域計画に定められた者（国家戦略特別区域内に主たる営業所・事務所を有する者）が、当該区域内の営業所・事務所で当該事業を行う場合、プロ向けのベンチャー・ファンド（すなわち、適格機関投資家等特例業務）へ出資可能な投資家のうち国家戦略特別区域対象投資家（M&A・IPO等の実務経験のある者等）の出資額を出資総額の2分の1未満に制限する規制の適用を除外する特例を創設するものとされています。金融商品取引業等に関する内閣府令234条の2では、いわゆる密接関係者等50%未満出資要件が定められており、これに関する特例を設けるものとなります。また、当該特例を利用するためには、内閣総理大臣の認定を得る必要があるとされています。

なお、パブリックコメントの募集手続は2024年10月17日17時までで終了しております。

Client Alert - Financial Sector

(5) 金融庁「ベンチャーキャピタルにおいて推奨・期待される事項」に対する意見募集結果の公表

金融庁は、2024年7月4日に、「ベンチャーキャピタルにおいて推奨・期待される事項（案）」等の一部改正案を公表し、意見募集手続を行っていましたが、2024年10月17日にその結果が公表されました。

金融庁と経済産業省は、広く内外機関投資家から資金調達を目指すベンチャーキャピタル（VC）について、長期運用に資するアセットクラスとしての魅力を高め、VC業界の発展を後押しするため、「ベンチャーキャピタルに関する有識者会議」を共同で開催し、当該有識者会議において取りまとめた内容を「ベンチャーキャピタルにおいて推奨・期待される事項（案）」として意見募集手続に付しており、その結果を公表するものとなります。

当該文書の位置付けとしては、VCの資金調達・運用に係る実務において活用されることを期待したものとされており、VCに対する監督上の目線を示すものではないとされています。内容としては、ファンドへの投資者（リミテッドパートナー（LP））とファンド運営管理者（ゼネラルパートナー（GP））の双方について、推奨される事項と期待される事項の二段構成で取りまとめられています。

推奨される事項は、受託者責任・ガバナンス、利益相反管理等及び情報提供の3つを大項目として、具体的な内容が個別に示されています。期待される事項については、投資先企業の価値向上及びその他（ESG・ダイバーシティ）の2つを大項目として、具体的な内容が個別に示されています。

意見募集結果を踏まえ、内容を一部改訂したうえで、2024年11月8日に確定版が公表されています。

(6) 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」（改訂案）に対するパブリックコメント結果の公表

金融庁は、2024年7月2日に、「顧客本位の業務運営に関する原則」（改訂案）を公表し、意見募集手続を行っていましたが、同年9月26日にその結果が公表されました。

本改訂においては、「プロダクトガバナンスに関する補充原則」が新設され、金融商品の組成会社である資産運用業者においても関係するものとなります。改訂後の原則の内容等については、上記3.(1)をご参照ください。

Client Alert - Financial Sector

(7) 金融庁「令和 5 年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令案等」に関するパブリックコメントの結果の公表

金融庁は、2024 年 6 月 27 日に、令和 5 年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令案等を公表し、意見募集手続を行っていましたが、2024 年 10 月 30 日付にてその結果が公表されました。

金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に規定される誠実公正義務等は資産運用業者においても関係するものとなります。改正の内容等については、上記 3.(2)をご参照ください。

(以上、7. アセットマネジメント(投資信託、投資一任、ファンド、投資助言)について)

カウンセラー 白川 剛士

✉ tsuyoshi.shirakawa@mhm-global.com

8. 暗号資産・ステーブルコイン

(1) 金融庁「暗号資産の流出リスクへの対応等に関する注意喚起及び自主点検要請について」の発出

金融庁は、2024 年 9 月 26 日に、一般社団法人日本暗号資産取引業協会（現：一般社団法人日本暗号資産等取引業協会、以下「JVCEA」といいます。）に対し、「[暗号資産の流出リスクへの対応等に関する注意喚起及び自主点検要請について](#)」を発出しました。

この要請文は、2024 年 5 月に発生した暗号資産交換業者における利用者財産の不正流出事案を踏まえ、暗号資産の流出リスクへの対応及びシステムリスク管理態勢に関し、事務ガイドライン等に記載している内容を含めて注意喚起し、JVCEA の会員に対して周知・徹底を依頼するものになります。

具体的には、①経営陣の認識・関与と②暗号資産の管理態勢に焦点を置いており、特に後者については、暗号資産の流出リスクへの対応等について、事務ガイドラインや自主規制規則等に沿って適切に実行される態勢となっているか、3 線管理が有効に機能しているか等を、改めて高い問題意識を持って点検する必要があるとしています。また、点検にあたっては、特にコールドウォレット管理と不正行為の原因究明について以下の点を検証する必要があるとしています。

① コールドウォレット管理

- コールドウォレット管理について、外部から遮断された環境で秘密鍵を管理するだけでなく、複数の担当者の適切な関与により牽制機能が実効的に発揮

Client Alert - Financial Sector

される手順とする等、流出リスクを最小化すべく入出庫のオペレーションの手続を社内規則等に定めるとともに、当該社内規則等に従って着実にオペレーションを遂行しているか。

- 短期間で出庫する可能性のあるものと長期間保管するものを異なるコールドウォレットで管理することや、コールドウォレットからの出庫先をホワイトリスト化すること等のリスク低減に向けた措置の是非に関する検討を行っているか。
- 外部ウォレットを利用することに伴う暗号資産の流出リスクの分析・特定、及び特定されたリスクへの対応、外部ウォレットに問題が発生した場合の対応方法の理解を適切に行っているか。

② 不正行為の原因究明

- 不正行為が発生した際には、速やかに取引ログやセキュリティチームの監視記録等を検証し、原因究明を行うことが重要であることから、取引ログ等の保存状況が検証のために適切かつ十分なものとなっているか。また、速やかに検証を行うことが可能となっているか。

(2) 金融庁「金融商品取引法等に関する留意事項について（金融商品取引法等ガイドライン）」、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」及び「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）」の一部改正（案）の公表

金融庁は、2024年9月30日に、[「金融商品取引法等に関する留意事項について（金融商品取引法等ガイドライン）」](#)、[「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」](#)及び[「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）」](#)の一部改正（案）を公表し、同年10月31日17時までをコメント期限とするパブリックコメント手続が行われました。

改正案は、暗号資産交換業や電子決済手段等取引業の登録を受けていない者等による広告の掲載等が違法とされ得る場合を明確化するものになります。

具体的には、事務ガイドラインにおいて、無登録業者等が、一見してそれ自体では暗号資産交換業や電子決済手段等取引業（以下「暗号資産交換業等」といいます。）に該当しないかのような広告等を入口として、その閲覧者を誘導した先のウェブサイトやSNS等において暗号資産交換業等に該当する行為を行う場合には、これらの一連の行為は、無登録で行う暗号資産交換業等に該当し得ることに留意することが明記されています。

Client Alert - Financial Sector

(3) 金融庁「グレーゾーン解消制度に基づく回答—ブロックチェーン事業者に認証サーバーとの API 連携を提供するサービス」の公表

金融庁は、2024 年 10 月 8 日に、ブロックチェーン事業者（以下「BC 事業者」といいます。）に対して、NFT や暗号資産等のブロックチェーン上の記録（以下「BC 資産」といいます。）を移転するための秘密鍵（以下「BC 秘密鍵」といいます。）の管理方法として、認証サーバーとの API 連携を提供するサービス（以下「本サービス」といいます。）と BC 事業者が提供するアプリ提供が資金決済に関する法律 2 条 14 項 5 号の規定する「他人のために暗号資産の管理をすること」（暗号資産の管理）に該当するかについて、[グレーゾーン解消制度に基づく回答](#)を公表しました。

具体的には、暗号資産の管理の該当性は個別事例ごとに実態に即して実質的に判断するものの、利用者の関与なく、単独又は関係事業者と共同して、利用者の暗号資産を移転でき得るだけの秘密鍵を保有する場合等、事業者が主体的に利用者の暗号資産の移転を行い得る状態にある場合には、暗号資産の管理に該当するという判断基準を前提に、以下の点を根拠に、本サービスの提供者及び BC 事業者においては、単独又はお互いに共同したとしても、主体的に利用者の暗号資産の移転を行い得る状態ではなく、本サービス及び事業者アプリの提供は、暗号資産の管理には該当しないと判断しています。

- ・本サービスの提供者及び BC 事業者は、BC 秘密鍵を取得しないこと
- ・BC 秘密鍵は、認証サーバーが生成したユーザー識別 ID 及び事業者アプリがパスキー認証に係るアプリケーションとの API 連携を通じて取得するパスキー識別 ID を基に、ユーザーのパスキー認証デバイス内で生成されるところ、本サービスの提供者はユーザー識別 ID を認証サーバーにおいて管理し、ユーザーから認証サーバーに対するパスキー認証がなくとも、本サービス提供者がユーザー識別 ID を把握・感知することができる状態にはあるが、ユーザーによるパスキー認証がある場合に限って当該ユーザーに係る事業者アプリに対してのみユーザー識別 ID を送信することとしており、かかる様態以外でのユーザー識別 ID の利用を予定していないこと
- ・仮に本サービスの提供者がユーザー識別 ID を利用したとしても、本サービスの提供者はパスキー識別 ID を取得しないことから BC 秘密鍵を生成することはできないこと
- ・BC 事業者は、ユーザー識別 ID 及びパスキー識別 ID の双方を取得しないことから BC 秘密鍵を生成することはできず、また本サービスの提供者と共同したとしても BC 秘密鍵を生成することはできないこと

本件では、いわゆるアンホステッド・ウォレットに関するサービス提供と暗号資産交換業の該当性について金融庁の見解が公表されたこととなりますが、あくまで事例ごとの判断であり、本件での判断の前提となるサービス内容を含む事実関係については回答の本文をご確認ください。

Client Alert - Financial Sector

(4) 金融庁「暗号資産交換業者に関する内閣府令第二十五条第七項の規定に基づき、金融庁長官の指定する規則を定める件」等の一部改正の公表

金融庁は、2024年10月25日に、[「暗号資産交換業者に関する内閣府令第二十五条第七項の規定に基づき、金融庁長官の指定する規則を定める件」](#)を一部改正し、JVCEAを電子決済手段等取引業等に係る認定資金決済事業者協会に認定しました。

JVCEAは、これまで暗号資産交換業や暗号資産関連デリバティブ取引業に関する自主規制団体として活動してきましたが、今後は令和4年資金決済法等改正により導入された電子決済手段（ステーブルコイン）に関する業務の自主規制団体も兼ねることになります。具体的には、JVCEAは以下の業類型の自主規制団体という位置付けになります（下線を引いたものが電子決済手段に関連する業類型です。）。

- ① 暗号資産交換業
- ② 電子決済手段等取引業
- ③ 資金移動業（特定資金移動業を含む。）
- ④ 暗号資産等関連デリバティブ取引業

電子決済手段を発行する資金移動業者及び特定信託会社、電子決済手段の取扱いを行う電子決済手段等取引業者⁴は、法令に加えて、JVCEAの自主ルールも意識する必要があります。

(5) 金融審議会「資金決済制度等に関するワーキング・グループ」（第4回）

金融庁は、2024年11月7日に、[「資金決済制度等に関するワーキング・グループ（以下「資金決済等WG」といいます。）の第4回](#)を開催しました。第4回の資金決済等WGでは、暗号資産関連のテーマとして、暗号資産交換業・電子決済手段等取引業における資産の国内保有命令が議論されました。

暗号資産交換業・電子決済手段等取引業に関しては、①資金決済法上、顧客の暗号資産・電子決済手段の国内管理は求められておらず、資産の国内保有命令が措置されていないため、暗号資産交換業者・電子決済手段等取引業者の破綻時等においても、顧客の暗号資産・電子決済手段の国外への流出を防ぐ法的手段がないことから、金融商品取引業者⁵に対する資産の国内保有命令の規定を参考に、資金決済法においても暗号資産交換業者・電子決済手段等取引業者に対する資産の国内保有命令を規定することが提案されています。

⁴ また、電子決済手段に関するデリバティブ取引を行う第一種金融商品取引業者も対象になります。

⁵ なお、暗号資産のデリバティブ取引を行っている業者については、第一種金融商品取引業者としての登録を受けているため、現行法下でも金融商品取引法56条の3に基づき資産の国内保有命令を発出することが可能です。

Client Alert - Financial Sector

(以上、8. 暗号資産・ステーブルコインについて)

パートナー 白根 央

✉ hiroshi.shirane@mhm-global.com

シニア・アソシエイト 尾登 亮介

✉ ryosuke.onobori@mhm-global.com

9. 犯収法

(1) 対日相互審査フォローアップ報告書（第3回）の公表

金融活動作業部会（FATF）は、2024年10月10日に[対日相互審査フォローアップの報告書](#)を公表しました。FATFは、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、拡散金融対策の国際基準（FATF 勧告）を策定し、その履行状況について相互審査を行う多国間の枠組みです。本報告書は、2021年8月に公表された第4次対日相互審査のフォローアップ状況を報告するものであって、今回が3回目となります。

FATFの相互審査は、各国の法令整備状況の審査を行う Technical Compliance と、マネー・ローンダリング等の対策の有効性に関する審査を行う Effectiveness からなりますが、今回の報告書では日本における法令整備状況の改善状況について報告が行われています。FATF 勧告は40個の勧告から構成されていますが、相互審査においては、その対応状況について、Compliant（C：適合）、Largely Compliant（LC：概ね適合）、Partially Compliant（PC：一部適合）、Non Compliant（NC：不適合）の4段階で評価がなされ、C、LC が合格水準とされています。フォローアップ報告書においては、第4次対日相互審査において PC と評価されていた、勧告7（大量破壊兵器の拡散に関与する者への金融制裁）、勧告8（NPOの悪用防止）、勧告12（PEPs）、勧告22（DNFBPsにおける顧客管理）、勧告23（DNFBPsによる疑わしい取引の報告義務）及び勧告25（法的取極の実質的支配）の6つの勧告について、制度的な改善がなされたとして LC に格上げされました。この結果、Technical Compliance の審査において合格水準に達していなかった項目については一通りの制度上の対応が完了したことになります。

なお、第5次対日相互審査は2028年にオンサイト審査が予定されており、第5次審査では、Effectiveness についてより重視した審査が行われるとされており、フォローアップ基準についても厳格化される予定です。第4次対日相互審査の Effectiveness においては、金融機関への当局の監督や、金融機関におけるマネー・ローンダリング等の対策の状況について高い評価は得られておらず、金融事業者に対しては、金融庁のマネロンガイドライン等を踏まえて整備したマネロン等リスク管理態勢を適切に運用し、その有効性を検証し、継続的に態勢を維持・高度化していくことが引き続き求められています。

Client Alert - Financial Sector

(以上、9. 犯収法について)

パートナー 白根 央

✉ hiroshi.shirane@mhm-global.com

10. データ・セキュリティ

(1) 金融庁「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」の公表

金融庁は、2024年10月4日に、「[金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン](#)」を公表しました。これは、2024年6月28日から7月29日にかけて実施した意見募集を踏まえたものです（意見募集段階における内容は、[本レター Vol.13](#)をご参照ください。）。

公表された「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」の内容は、意見募集段階のものから、若干の補足説明や脚注が追加されているものの、内容について本質的な変更はなされておりません。

なお、詳細については、[データ・セキュリティ / FINANCIAL REGULATION BULLETIN 2024年10月号](#)もご参照ください。

(2) IPA「セキュリティラベリング制度（JC-STAR）についての詳細情報」の公表

独立行政法人情報処理推進機構（IPA）は、2024年9月30日に、「[セキュリティラベリング制度（JC-STAR）](#)」を公表しました。セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度（JC-STAR: Labeling Scheme based on Japan Cyber-Security Technical Assessment Requirements）とは、2024年8月に経済産業省が公表した「IoT製品に対するセキュリティ適合性評価制度構築方針」に基づき構築された制度です（この構築方針については、[本レター Vol.14](#)をご参照ください。）。今般公開された情報においては、JC-STAR制度の運用が2025年3月から開始されることが記されています。

JC-STARは、消費者向け・企業向けを問わず、幅広いIoT製品を対象とし、適合性評価を受けた製品にセキュリティ要件に応じたラベルを付与して付加価値向上につなげる任意の制度です。

適合基準のレベルとしては、IoT製品共通の最低限の脅威に対応するための共通の適合基準・評価基準（★1）と、IoT製品類型ごとの特徴に応じた適合基準・評価基準（★2～★4）が定められることとなります。このうち、まずは★1について、2025年3月に申請受付が開始される予定です（★2以降については、一部の製品類型について2025年度の下期以降に制度開始を目指すとのこと。）。

Client Alert - Financial Sector

この制度は欧州において汎用 IoT 機器等についてセキュリティ要件を課すサイバーレジリエンス法も相応に影響を与えていると考えられます。同法は、2024 年 10 月に採択されておりますので、今後、IoT 製品のセキュリティについても重要性が増すものと予想されます。

(3) 「ランサムウェア・インシデント発生時の組織向けガイダンス」の公表

2024 年 9 月 30 日から 10 月 3 日にかけて「カウンターランサムウェア・イニシアティブ会合」が開催され、カウンターランサムウェア・イニシアティブのメンバーから、ランサムウェア攻撃を受けた組織を支援するための「[ランサムウェア・インシデント発生時の組織向けガイダンス](#)」（以下「本ガイダンス」といいます。）が公表されました。

本ガイダンスは、ランサムウェア・インシデントが組織に及ぼす影響全体を最小限に抑え、かつ、業務の妨害とコスト、ランサムウェア被害組織による身代金の支払い件数及びランサムウェア被害組織による身代金の支払額の軽減を目的としており、サイバー攻撃への強靱性構築支援の中で、サイバー保険が果たす役割の重要性を強調するとともに、組織がインシデント対応中に検討すべき行動を強調しています。

本ガイダンスは、ランサムウェアの実行者への身代金の支払いについて、

- ・ インシデントの終息や、貴方のシステムから悪意のあるソフトウェアの削除を保証しない。
- ・ 犯罪者に対して、彼らの活動を継続・拡大させるインセンティブを与える。
- ・ 犯罪者が不正活動のために使用できる資金を提供する。
- ・ 被害組織がデータを取り戻すことを保証しない。

という認識を有していることを明らかにしたうえで、被害にあった組織が最終的にサイバー犯罪グループに身代金を支払うか否かを検討する前に、以下の事項を参照することを推奨しています。

- ✓ 身代金支払いに関する正しい法規制の環境の考慮
- ✓ 当局へのランサムウェア・インシデントの報告
- ✓ 全ての選択肢の評価（合理的な情報収集と潜在的な損害の分析）
- ✓ 専門家への相談
- ✓ 身代金支払いの代替案の検討
- ✓ 影響と法的義務を評価するための関連情報の収集
- ✓ インシデントの影響の評価
- ✓ 意思決定の記録
- ✓ 必要な関係者（技術スタッフや判断権者等）を意思決定に参加させること
- ✓ 身代金の支払いをしてもデバイスやデータへのアクセスが保証されるわけではないことに注意すること

Client Alert - Financial Sector

- ✓ インシデントの根本原因の調査及び再発防止に必要な準備の実施

(以上、10. データ・セキュリティについて)

カウンセラー 蔦 大輔

✉ daisuke.tsuta@mhm-global.com

アソシエイト 塩崎 耕平

✉ kohei.shiozaki@mhm-global.com

Client Alert - Financial Sector

セミナー情報

<https://www.mhmjapan.com/ja/seminars/>

- セミナー [『上場企業エクイティ・ファイナンス実務基礎講座～基本的な手順・書類・スケジュールから注意すべきポイント、最近の動向まで～』](#)
配信期間 2024年11月1日（金）10:00～12月26日（木）17:00
講師 宮田 俊
主催 株式会社プロネクサス

- セミナー [『開示連続ウェビナー2024（全3回シリーズ）：第1回「政策保有株式」』](#)
配信期間 2024年11月19日（火）～2025年3月3日（月）
講師 宮田 俊、齋藤 隆慶
主催 一橋大学大学院法学研究科ビジネスロー専攻

- セミナー [『【JCBA オープンセミナー】RWA ビジネスの最新動向と発展に向けた課題』](#)
開催日時 2024年11月28日（木）14:00～18:00
講師 増田 雅史
主催 一般社団法人日本暗号資産ビジネス協会（JCBA）

- セミナー [『事業者が知っておくべき「事業性融資推進法」と「企業価値担保権」のポイント～立案担当者による新たな法律・担保制度の解説～』](#)
開催日時 2024年12月10日（火）12:30～14:30
講師 飯島 隆博、高倉 佑介
主催 Business & Law 合同会社

- セミナー [『第5491回金融ファクシミリ新聞社セミナー「プロジェクトファイナンスの実務～リスク分担・関連契約の重要ポイント～』](#)
開催日時 2024年12月13日（金）13:30～16:30
講師 林 裕人
主催 株式会社FNコミュニケーションズ

- セミナー [『メタバース空間での法的課題』](#)
開催日時 2024年12月16日（月）19:00～20:30
講師 増田 雅史
主催 次世代労働政策勉強会

Client Alert - Financial Sector

- セミナー [『Animoca Brands Japan が描く Web3 の世界 日本の IP コンテンツで日本と世界を繋ぐ』](#)
開催日時 2024 年 12 月 17 日（火）18:00～20:30
講師 増田 雅史
主催 渋谷 Web3 大学

文献情報

<https://www.mhmjapan.com/ja/publications/>

- 本 『新 NFT の教科書 web3 時代のビジネスモデルと法律・会計・税務』
出版社 株式会社朝日新聞出版
著者 増田 雅史（編著）、門田 航希（著）
- 本 『事例でわかるインサイダー取引 [第 2 版]』
出版社 株式会社商事法務
著者 戸嶋 浩二、久保田 修平、宮田 俊（編著）、清水池 徹、芳川 雄磨、須賀 裕哉、西條 景、江角 航介、古橋 悠（共著）
- 論文 「〈信託のひろば〉事業性融資の推進等に関する法律について—企業価値担保権に係る信託に関する規律を中心に」
掲載誌 信託フォーラム Vol.22
著者 飯島 隆博
- 論文 「マネロン、テロ資金供与及び拡散金融対策の現在」
掲載誌 月刊監査役 No.768
著者 白根 央